

加賀市病院統合協議会設置要綱

平成24年2月16日

（設置）

第1条 加賀市民病院と山中温泉医療センター（以下「2病院」という。）の統合について協議するため、加賀市病院統合協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、加賀市医療提供体制基本構想に基づき、2病院の運営組織の統合及び統合新病院の建設に必要な事項について協議する。

（組織）

第3条 協議会には全体会を置く。

2 全体会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 2病院の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、市長が指名する。
- 3 会長は、協議会及び全体会を代表し、会務を総理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の協議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 会長は、委員の全員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし委員が会議に参加できなくとも、議事について文書による意見提出を行った場合は出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席委員の合意をもって決し、合意に至らないときは、議長の決するところによる。

5 会長は、緊急やむを得ない事情により会議を開催できないときは、会議を開くことなく個別に委員の承認を得る方法により、議事を決することができる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部門別検討班及び検討グループ)

第8条 協議会に、部門別の専門の事項を協議するため、別表のとおり、部門別検討班及び複数の部門別検討班により構成する検討グループを置く。

1 部門別検討班に班長を置く。

2 班長は、2病院の病院長又はセンター長が各1名指名する。

3 検討グループにグループ長を置く。

4 グループ長は、2病院の病院長又はセンター長が各1名指名する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、医療提供体制検討室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱し、又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

別表（第8条関係）

検討グループ	部門別検討班
管理グループ	医療安全班
	地域医療連携班
	情報・記録班
	施設管理班
	福利厚生・アメニティ班
	保育事業班
	教育・研修班
	経営企画班
	事務班
外来グループ	外来・救急班
	健診センター班
	内視鏡班
	透析班
病棟グループ	病棟班
	手術・中材班
	周産期班
医療技術グループ	薬剤班
	臨床検査班
	放射線班
	リハビリ班
	栄養給食班
	ME 班